

平成 22 事業年度

決 算 報 告 書  
監事及び会計監査人  
の意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構

## 目 次

ページ

### 決算報告書

1. 一般勘定	1
2. 産業基盤整備勘定	2
3. 施設整備等勘定	3
4. 小規模企業共済勘定	4
5. 中小企業倒産防止共済勘定	5
6. 工業再配置等業務特別勘定	6
7. 産炭地域経過業務特別勘定	7
8. 出資承継勘定	8

### 監事及び会計監査人の意見

1. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 第38条第2項の規定による財務諸表及び決算報告書に 関する監事の意見書	9
2. 独立監査人の監査報告書	10

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	14,210,020,000	14,210,020,000	-	
その他の補助金等	1,095,668,000	452,510,395	△ 643,157,605	事業実績の減
借入金等	280,646,000	276,362,000	△ 4,284,000	
貸付等回収金	39,879,258,000	52,463,173,125	12,583,915,125	高度化回収実績の増
貸付金利息	2,210,101,000	1,995,668,023	△ 214,432,977	
業務収入	2,147,542,000	2,058,648,803	△ 88,893,197	事業収入実績の減
運用収入	1,012,190,000	1,506,954,790	494,764,790	
受託収入	467,621,000	374,514,476	△ 93,106,524	事業実績の減
その他収入	189,065,000	465,053,420	275,988,420	
計	61,492,111,000	73,802,905,032	12,310,794,032	
支出				
業務経費	20,718,327,000	17,304,377,016	△ 3,413,949,984	事業実績の減
貸付金	32,831,514,000	39,000,810,000	6,169,296,000	高度化貸付実績の増
出資金	54,500,000,000	5,331,077,518	△ 49,168,922,482	出資実績の減
受託経費	467,621,000	393,048,861	△ 74,572,139	事業実績の減
借入金等償還	1,199,991,000	1,220,127,358	20,136,358	
支払利息	2,622,000	2,626,978	4,978	
一般管理費	1,189,969,000	1,008,291,129	△ 181,677,871	
その他支出	240,027,000	152,521,777	△ 87,505,223	
計	111,150,071,000	64,412,880,637	△ 46,737,190,363	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	825,732,000	59,364,593	△ 766,367,407	事業実績の減
運用収入	542,954,000	520,871,074	△ 22,082,926	運用資産の減
その他収入	673,000	1,916,853	1,243,853	
計	1,369,359,000	582,152,520	△ 787,206,480	
支出				
業務経費	135,428,000	220,163,140	84,735,140	事業実績の増
出資金	200,000,000	-	△ 200,000,000	出資実績なし
代位弁済費	156,238,000	132,404,300	△ 23,833,700	代位弁済発生実績の減
一般管理費	14,763,000	28,956,052	14,193,052	
その他支出	3,250,137,000	3,250,136,824	△ 176	
計	3,756,566,000	3,631,660,316	△ 124,905,684	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額と受取配当金を加算した額を記載しております。
- (2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
その他の補助金等	6,103,000	6,103,000	-	
貸付等回収金	263,270,000	77,977,000	△ 185,293,000	事業貸付金の回収実績の減
貸付金利息	1,876,000	17,845,290	15,969,290	
業務収入	2,274,847,000	1,923,131,336	△ 351,715,664	販売用不動産の譲渡実績の減
運用収入	20,737,000	29,507,779	8,770,779	運用資産の増
その他収入	5,049,000	10,262,307	5,213,307	
計	2,571,882,000	2,064,826,712	△ 507,055,288	
支出				
業務経費	1,444,679,000	1,114,470,712	△ 330,208,288	事業実績の減
借入金等償還	2,123,900,000	2,123,900,000	-	
支払利息	32,221,000	32,229,035	8,035	
一般管理費	75,723,000	56,952,416	△ 18,770,584	
その他支出	330,986,000	330,986,315	315	
計	4,007,509,000	3,658,538,478	△ 348,970,522	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	4,445,034,000	4,445,034,000	-	
貸付等回収金	511,193,715,000	482,476,014,000	△ 28,717,701,000	貸付金の回収実績の減
貸付金利息	8,110,816,000	6,517,522,999	△ 1,593,293,001	
業務収入	549,759,535,000	512,809,270,770	△ 36,950,264,230	在籍件数の減等
運用収入	92,888,823,000	97,664,719,295	4,775,896,295	有価証券利息の増等
その他収入	538,555,000	1,470,008,474	931,453,474	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	1,166,936,478,000	1,105,382,569,538	△ 61,553,908,462	
支出				
業務経費	591,909,727,000	610,246,349,715	18,336,622,715	共済金の増等
貸付金	561,773,000,000	480,565,180,000	△ 81,207,820,000	貸付実績の減
支払利息	41,581,000	24,634,953	△ 16,946,047	
一般管理費	144,928,000	137,168,712	△ 7,759,288	
計	1,153,869,236,000	1,090,973,333,380	△ 62,895,902,620	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,610,270,000	1,610,270,000	-	
貸付等回収金	56,145,299,000	51,557,604,657	△ 4,587,694,343	貸付金の回収実績の減
貸付金利息	177,883,000	126,289,134	△ 51,593,866	
業務収入	64,052,613,000	53,164,559,890	△ 10,888,053,110	掛金収入実績の減
運用収入	5,590,967,000	5,486,289,239	△ 104,677,761	運用資産の減
その他収入	6,290,000	275,897,823	269,607,823	未払給付金の雑収入計上に伴う増等
計	127,583,322,000	112,220,910,743	△ 15,362,411,257	
支出				
業務経費	59,461,094,000	45,668,820,884	△ 13,792,273,116	解約手当金の減等
貸付金	82,817,700,000	42,917,700,000	△ 39,900,000,000	貸付実績の減
一般管理費	117,267,000	113,047,871	△ 4,219,129	
計	142,396,061,000	88,699,568,755	△ 53,696,492,245	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(工業再配置等業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
借入金等	4,000,000,000	2,600,000,000	△ 1,400,000,000	
業務収入	2,746,338,000	3,207,087,440	460,749,440	販売用不動産の譲渡実績の増
運用収入	14,641,000	14,302,631	△ 338,369	運用資産の減
受託収入	83,517,000	50,568,453	△ 32,948,547	受託事業実績の減
その他収入	3,601,000	13,653,005	10,052,005	
計	6,848,097,000	5,885,611,529	△ 962,485,471	
支出				
業務経費	1,579,312,000	1,371,403,268	△ 207,908,732	事業実績の減
受託経費	83,517,000	50,568,453	△ 32,948,547	受託事業実績の減
借入金等償還	9,100,000,000	8,400,000,000	△ 700,000,000	
支払利息	106,711,000	106,064,032	△ 646,968	
一般管理費	83,243,000	92,000,648	8,757,648	
計	10,952,783,000	10,020,036,401	△ 932,746,599	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。



## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(産炭地域経過業務特別勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
借入金等	13,000,000,000	9,550,000,000	△ 3,450,000,000	借入実績の減
貸付等回収金	292,323,000	336,819,361	44,496,361	事業貸付金の回収実績の増
貸付金利息	13,557,000	21,473,613	7,916,613	
業務収入	638,252,000	886,577,308	248,325,308	販売用不動産の譲渡実績の増
運用収入	20,748,000	34,560,817	13,812,817	
その他収入	87,000,000	70,640,767	△ 16,359,233	
計	14,051,880,000	10,900,071,866	△ 3,151,808,134	
支出				
業務経費	2,096,761,000	1,214,151,477	△ 882,609,523	工業用水道工事の繰越による減
借入金等償還	13,086,880,000	11,536,880,000	△ 1,550,000,000	他勘定借入実績の減に伴う減
支払利息	83,575,000	84,760,275	1,185,275	
一般管理費	69,240,000	61,373,405	△ 7,866,595	
その他支出	47,224,000	47,223,754	△ 246	
計	15,383,680,000	12,944,388,911	△ 2,439,291,089	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入のうち産業用地等の売却収入は、損益計算書上、契約額を計上していますが、決算額は入金額を計上しております。
- (2) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

## 決算報告書

平成22事業年度

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
業務収入	166,513,000	142,063,049	△ 24,449,951	ベンチャーファンド分配金等の減
運用収入	22,010,000	18,912,904	△ 3,097,096	利息収入の減
その他収入	146,000	209,419	63,419	
計	188,669,000	161,185,372	△ 27,483,628	
支出				
業務経費	26,095,000	25,581,610	△ 513,390	事業実績の減
出資金	100,000,000	1,000,000	△ 99,000,000	ベンチャーファンドのキャピタルコールの減
一般管理費	3,077,000	3,091,375	14,375	
計	129,172,000	29,672,985	△ 99,499,015	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、ベンチャーファンドの分配金収入額に受取配当金とベンチャー株式の売却収入額を加算した額を記載しております。
- (2) 出資金は、ベンチャーファンドに対するキャピタルコールの支出額を記載しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から支部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

11.06.16 中機監室第1号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第2項  
の規定による財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成22年度財務諸表及び  
決算報告書について監査したところ、適正であると認めます。

平成23年6月16日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監事 高橋 周平 (高橋)

監事 山下 敬史 (山下)

監事 増田 治朗 (増田)

# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月16日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
理事長 前田正博 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

樋通澤克彦 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

近藤浩明 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定、工業再配置等業務特別勘定、産炭地域経過業務特別勘定及び出資承継勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


# 独立監査人の監査報告書

平成23年6月16日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
理事長 前田正博 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

近藤浩明 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の連結財務諸表、すなわち、施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、法人単位連結剰余金計算書及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の施設整備等勘定及び出資承継勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上